

**令和5年度 第2回秋田県地域職業能力開発促進協議会
議事録**

【日 時】 令和6年3月21日（木） 10:00～11:45

【場 所】 アキタパークホテル

【出席者】 秋田県地域職業能力開発促進協議会委員

渡部会長、水澤委員（浅野代理）、土田委員、小野委員、藤井委員、
成田委員、杉本委員、石川委員（高橋代理）、藤澤委員（近藤代理）、
景山委員、相庭委員（齊藤代理）、内田委員、山本委員（労働局長）
事務局

今野職業安定部長、小笠原訓練課長、信太訓練課長補佐、伊藤担当官

（開会から議事に入る前までは事務局・信太訓練課長補佐が進行）

1 秋田労働局長 あいさつ

本日は、年度末の大変お忙しい中、本協議会にご出席いただきありがとうございます。

また、日頃から、労働行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

さて、今年の春闘も先週の集中回答日を迎え、大手企業を中心に昨年を上回る回答が見られるところであり、この動きが中小企業に波及していくかどうか重要な時期になってきています。中小企業において賃上げを実現していくには、価格転嫁による賃上げの原資の確保とともに、生産性の向上による付加価値の増加が必要であると考えています。

この生産性の向上のためには、労働者のリスクリングによる能力向上が一つの方策であり、政府の「新しい資本主義実現会議」においてもリスクリングと労働生産性の向上についても議論されているところです。

我が国の少子高齢化や生産年齢人口の減少という構造的な課題がある中で、人手不足対策の一つとして、リスクリングをはじめとした職業訓練は今後一層重要になってくると考えています。

本日の協議会では、前回協議会における委員の皆様のご意見を踏まえ策定した「令和6年度の公的職業訓練に関する計画」を説明させていただくこととしております。

また、今回から「教育訓練給付制度における地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座の拡大」に関する議題も加わっております。

委員の皆様からは、公的職業訓練全体の運営方法や訓練ニーズ等に関して、それぞれのお立場からご意見をいただき、今後の施策に反映させてまいりたいと思っておりますので、忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。

最後になりますが、秋田労働局とハローワークでは、現在、職業訓練受講希望者の減少に対応した公的職業訓練の周知を強化するとともに、職業訓練修了者の早期再就職を実現させるため、企業訪問などにより、「訓練修了者歓迎求人」の確保と、効果的な求人・求職マッチングなどきめ細かな就職支援を推進しております。

皆様からの今後一層の御協力をお願い申し上げます。協議会の始めのごあいさつとさせていただきます。

本日はよろしくお願いたします。

2 委員紹介

事務局より、開催時間の短縮のため、出席者名簿および席次により確認いただくことを説明。

3 会長選出

事務局より、「秋田県地域職業能力開発促進協議会設置要綱」の第5項に基づき、会長は委員の互選により選出することとなっているが、第1回協議会で選出いただいた「公立大学法人秋田県立大学 渡部委員」に引き続き会長をお願いすることを説明。

4 議 題

- (1) 秋田県地域職業能力開発促進協議会設置要綱の改正について
- (2) 令和5年度第1回地域職業能力開発促進協議会・協議状況について
- (3) 令和6年度秋田県職業訓練実施計画（案）について
- (4) 教育訓練給付制度の指定講座拡大について
- (5) 公的職業訓練の実施状況及び訓練ニーズ等について
- (6) ワーキンググループにおいて効果検証する訓練分野について

【議事内容】

事務局からの資料説明後、議題毎に意見交換が行われた。

説明事項および意見交換等の議事要約は以下のとおりである。

<議題(1) 関連>資料No.1

(1) 秋田県地域職業能力開発促進協議会設置要綱の改正について、事務局より説明。

地域職業能力開発促進協議会の協議事項として、新たに追加された教育訓練給付制度における地域ニーズを踏まえた指定講座の拡大が求められている。

本省から情報提供を受けた教育訓練給付制度の指定講座に関する①講座数、②受給者数、③資格免許別、指定講座数及び受給者数、④指定講座一覧などについて、地域の訓練ニーズを踏まえた適切な訓練機会の確保ができているか協議することとなる。

また、協議会の議論を踏まえ、訓練ニーズの高い分野や、地域の教育資源が十分に活用されていない分野等の業界団体や訓練実施機関に対して、厚生労働省から教育訓練給付制度の周知広報や講座指定申請勧奨などを実施することとなる。

新たに協議事項が追加されたことに伴い、協議会設置要綱の改正案及び実施要領の改正案を示している。併せて、一部語句の修正も行った。

「教育訓練給付制度」の協議に関しては、議題4で議論いただくので、議題1では、改正案についてのみ協議いただく。

○説明後、「秋田県地域職業能力開発促進協議会設置要綱の改正」について了承された。

<議題（２）及び議題（３）関連>資料No.2、資料No.3

（２）令和５年度第１回地域職業能力開発促進協議会・協議状況について

（３）令和６年度秋田県職業訓練実施計画（案）について 事務局より説明。

資料No.2では、前回の協議会の概要を示しており、委員の皆様のご意見を踏まえて、議題3の訓練実施計画（案）を策定している。

IT分野に関しては、訓練期間が5か月、6か月で物足りないとすることや、レベルに応じた訓練や、在職者訓練、企業実習の活用などについてご意見をいただいた。

2ページの、幅広いレベルの設定や、訓練内容の点検、在職者向けの訓練の充実などのご意見や、広報の連携・強化については、広報を取り組むうえで、情報共有することなどのご意見があった。

それらのことを踏まえた取組として、3ページに4つのポイントを示している。

レベルに応じた訓練内容の充実と、その点検については、実施計画に反映させるとともに、今後も効果検証や点検を行うこととしている。

実習を含め、就職後まで一貫した人材育成に取り組むため、職業訓練修了者が就職先で在職者訓練を受講することも想定している。

求める人材と訓練仕上げ像の明確化、きめ細かな就職支援として、職業訓練修了者歓迎求人を開拓するとともに、訓練修了者とその求人のマッチングを充実させることが求められおり、計画（案）に盛り込んでいる。

また、効果的な広報と関係機関との連携の取り組みも必要となっている。

4ページ以降は、職業訓練だけで不足する訓練修了者がレベルアップを図るための企業が個別に実施する在職者訓練の活用事例を示しており、参考としていただきたい。

4ページの活用例は、企業内での実習（OJT）と、教育訓練機関などでの座学（OFF-JT）を組み合わせた実践的訓練として専門学校や大学等でIT関係を学んできても、IT未経験者でもあるため、新卒者に多く活用されている。

未経験者を一人前のSEに成長させるうえで有効に活用されており、職業訓練修了者も未経験者であればこの訓練によりレベルアップを図ることができる。

企業が負担する訓練経費や資格試験料なども含めての助成があり、4ページの活用例では、企業が負担した75万円の60%の45万円が助成され、OFF-JTの800時間に対して、1時間あたり760円の補助で60万8千円、200時間のOJTには20万円の助成となり、合計125万8千円の助成額の事例となっている。

なお、実施には大臣認定を受けなければならないが、主な認定基準として、訓練対象者が15歳以上45歳未満であるとか、訓練実施期間が6か月以上2年以下であるなどの条件がある。

認定を受けると、ハローワークの求人票に、採用後に大臣認定を受けた訓練を受けられることの表示や、ハローワークのキャリアコンサルティングを受けることができることとなる。

5ページの定額制訓練では、活用期限はあるが、定額受け放題のeラーニングを活用し、業務の隙間時間で研修することもでき、その経費助成がある。

6ページの高度デジタル人材訓練は、主たる事業が「情報通信業」の事業主に限られているが、高い助成率となっている。情報通信業以外の事業主は、デジタル、クリーンエネ

ルギー、バイオなどを大学院で学ぶ訓練の場合は、成長分野等人材訓練の活用が考えられる。

7ページには、自発的職業能力開発訓練の活用例。費用の45%が助成される。

8ページは、4ページで示した内容の2例目。4ページと違い、どのような講座を受講したか、OJTの内容なども参考まで掲載している。

以上、企業が取り組む在職者訓練を支援することができる助成金制度となっている。

<議題(3)>続けて、令和6年度の訓練実施計画(案)について説明。

1ページで、前回協議会で示した実施計画策定に向けた方向性を確認。

実施計画(案)は、効果検証結果、訓練実施状況、地域人材ニーズや全国的な課題を踏まえて策定するとともに、委員の皆様のご意見を踏まえた内容としている。

2ページには、IT分野の効果検証結果を踏まえた取組、3ページには、全国的な課題が示されている。

4ページから15ページまで、計画策定と修正ポイントなどが示されており、策定にあたって、秋田県雇用労働政策課、高齢・障害・求職者雇用支援機構秋田支部の確認を受けながら策定したものとなっている。

5ページでは、地域における主な人材ニーズを示しており、前回協議会意見を踏えた内容や、2024年問題対応など、県の委託訓練計画などを踏まえた内容としている。

6ページ以降、それぞれ修正箇所にポイントを示している。

7ページには、訓練計画数と実績数の乖離について解消する取組を示している。

8ページには、全国職業訓練実施計画を反映した箇所もある。

9ページには、IT分野の職業訓練の初級コースとして、PCスキルアップ・Web管理科が設定されている。

12ページには、労働局における周知を訓練実施施設が知っていなかったとすることをご意見を踏まえ、効果的な広報に努めるため、労働局・ハローワークの相互の情報共有を示している。

14ページには、ハローワーク職員の専門性向上のため、研修や訓練施設見学を実施するとともに、就職支援に取り組むことなどを追加している。

以上のことを踏まえてご意見をいただきたい。

<意見交換>議題(2)および議題(3)関係

○公立大学法人秋田県立大学 准教授 渡部会長

トラックドライバーなどについて、県の高橋課長からお話しいただきたい。

○秋田県産業労働部 雇用労働政策課 課長 高橋委員(代理)

来年度の離職者向け訓練において、大型自動車一種運転業務従事者養成科を鷹巣技術専門校実施分に1コース新設し、物流の2024年問題におけるドライバー不足に対応。他に新規で、2年間の職業訓練、長期高度人材育成コースに医療秘書科を新設した。

Webデザイン科6か月に加えて、3か月のPCスキルアップ・Web管理科も新設し、初歩的なWeb操作を習得できる事務系のコースを設定した。

- 公立大学法人秋田県立大学 准教授 渡部会長
ある程度、委員の意見が反映されていると思う。
景山委員からお話しいただきたい。

- 秋田大学産学連携推進機構 機構長 景山委員
委員のコメントを踏まえた計画書となっており、意見の反映に感謝している。
資料No.2の在職訓練の活用例を示していただいたことも心強い。
このような活用例を様々な人たちに知っていただきたい。

- 公立大学法人秋田県立大学 准教授 渡部会長
活用例は、多くの業界や事業主団体に知っていただくことは大事である。
是非、説明会などの開催を望む。労働者の訓練が推進されるよう、官民一体となって連携して取り組んでいただきたい。

- 秋田県経営者協会 専務理事 小野委員
これまでの意見が6年度計画に反映していると捉えている。
IT分野について確認したい。6か月のコース修了者は、情報分野産業には物足りないが、他の業種への就職ではオーバースペックにある状況と認識している。レベルに応じた訓練計画となっていると思うが、企業がどれくらいのレベルを求めているか、業種に応じてどれくらいのレベルを求めているのか、聞く機会を設けてほしい。製造分野の訓練も同じくアンケート調査なり、実態調査を行い、企業が求めていることをしっかり調査して、7年度計画に向けて取り組んでほしい。企業ニーズを継続して把握するスタンスで取り組んでほしい。

- 公立大学法人秋田県立大学 准教授 渡部会長
企業ニーズを把握することはとても重要なことである。
対面でのヒアリングや、アンケート調査があるが、労働局はどのように考えているか。

- 事務局 小笠原訓練課長
企業ニーズの把握は大事であり、変化する場合もあるため、定期的な確認も必要と考えている。検証分野も決めたニーズ把握にも取り組んでいるが、日常的な取り組みとして、求人受理時にヒアリングして把握した企業ニーズなどは引き続き活用したい。

- 公立大学法人秋田県立大学 准教授 渡部会長
(他の意見を求めたが発言はなく、異議がないことを確認して次の議題へ進める)

<議題（４）関連>資料No. 4

（４）教育訓練給付制度の指定講座拡大について 事務局より説明。

1 ページには、教育訓練給付の概要が示されている。

教育訓練給付制度は、働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した際に、受講費用の一部が支給されるもの。

給付金の対象となる教育訓練は、そのレベル等に応じて、専門実践教育訓練、特定一般教育訓練、一般教育訓練の3種類がある。

専門実践教育訓練は、特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練が対象となっている。

受講費用の50%（年間上限40万円）が訓練受講中6か月ごとに支給される。

資格取得等をして、かつ訓練修了後1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された場合は、受講費用の20%（年間上限16万円）が追加で支給される。

なお、失業状態にある方が初めて専門実践教育訓練（通信制、夜間制を除く）を受講する場合、受講開始時に45歳未満であるなど一定の要件を満たせば、別途、教育訓練支援給付金が支給される。

特定一般教育訓練は、特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練が対象となる。受講費用の40%（上限20万円）が訓練修了後に支給される。

一般教育訓練は、その他の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練が対象となっている。受講費用の20%（上限10万円）が訓練修了後に支給される。

2 ページでは、教育訓練給付の指定申請等の概要が示されており、厚生労働大臣の指定の申請は、年に2回、4月と10月指定がある。

講座の指定期間は3年間であり、自動的に指定が更新されるものではない。

教育訓練給付の講座指定を受けた施設の方は、受講者の方が教育訓練給付金の支給申請を行うために、教育訓練修了証明書、領収書の発行等の事務手続を行う必要がある。

3 ページには、主な資格・試験などが示されている。

4 ページには、指定講座の状況が示されており、東京都が最も多く、秋田県では244講座が指定を受けている。

秋田県で一番多いのは、輸送・機械運転となっており、大型自動車免許、大型特殊や車両系建設機械運転などの組み合わせた講座などもある。これは、次の5ページに、全国の分野別の状況が示されており、全国も同じく、輸送・機械運転が多くなっている。

eラーニングを含め通信講座では、医療・社会福祉・保健衛生関係が多くなっている。社会福祉士、精神保健福祉士など資格を目指す通信講座が含まれている。

6 ページには、指定講座の通信講座と通学講座の割合が示されている。

7 ページには、令和4年度の教育訓練給付の受給者・支給額が示されており、令和4年度の秋田県全体では、延べ受給者との合計では約千人の利用があった。

8 ページでは、地域協議会で協議するに至った背景が示されている。労働政策審議

会において、指定講座について地域ごとの偏りがあると指摘も受けているところ。対応として、訓練ニーズを把握したうえで、必要な指定講座を拡大する目的となっている。

会議場限りの資料では、全国と秋田県分野別教室の状況が示されており、議論の参考としていただいた上で、ご意見等いただきたい。

<意見交換>議題（４）関係

○公立大学法人秋田県立大学 准教授 渡部会長

指定講座の拡大にあたって、協議会、地元の意見を聴くことは良いこと。議論の前に確認したい。資料では、全国的にはTOEIC資格取得の指定講座が一番多いが、秋田では少ないとある。他にも簿記検定や中国語検定が全国的にあるが、の講座がない。例えば、秋田県でも簿記検定を取り入れてほしいと協議会で決まれば、労働局が簿記検定試験対策講座を行っている業者に対して、講座の指定を受けるよう勧奨してもらうということが良いか。

○事務局 小笠原訓練課長

講座の開拓は、業界団体や訓練実施施設に対して、厚生労働省が行うこととしているものの、具体的な取り組みはまだ示されていない。

（労働局から直接訓練実施機関への勧奨することも想定）

○公立大学法人秋田県立大学 准教授 渡部会長

秋田は他県に比べて受給者や受給額は少ない、大学や専門学校の講座が少ない、秋田では対面講座があるが通信講座が少ない、など状況を踏まえて意見や感想をいただきたい。

○秋田県健康福祉部 地域・家庭福祉課 課長 内田委員

資料によれば、全国と秋田県の違いはあるものの、トラックドライバーに関しては全国共通した問題である。業界から要望のあったものを順次取り入れることも良いと考える。

生活困窮者や福祉人材業務を担当しているが、思ったほど福祉人材に関する資格を取得する講座が少ないと感じる。ニーズに応じて追加できるものがあれば追加してほしい。

○公立大学法人秋田県立大学 准教授 渡部会長

福祉関係資格のニーズは絶対にありそう。指定講座を増やせば良いということではなく、指定講座を受けてくれる労働者がいなければいけない。

大学も民間教育機関も講座が指定されたら、しっかり周知することが大事である。資料を見ると、秋田県は専門的サービスがほとんどなく、そこが弱いところ。資格取得を支援する機関が少ないことでもあり、改めて資料を見るとわかることもある。他に皆様からも感想やご意見をいただきたい。

○秋田県経営者協会 専務理事 小野委員

資料の訓練機関の所在地・分野別や、教育訓練給付の受給者数・支給額を見ると、秋田県の指定講座や活用実績が少ないことがわかる。その要因として、訓練機関があっても、通信講座が少ないことが考えられる。離職者訓練は訓練校などでしっかりと取り組めてきたが、在職者訓練への対応が不足していると感じる。

分野別を見ると、TOEICなど外国語への講座が少ないことは、秋田県の外国人労働者への取組がどうであったかが反映している。デジタル対応、外国人対応など将来的な観点から、その受け入れを考えた通信講座も考えるべきである。

ただ数だけ増やすことではなく、必要な講座を増やす取組が大事である。

経費でだけかけて効果が上がらないことになるため、どこに力を入れるか、力の入れようも含めて戦略的に取り組む必要がある。

○公立大学法人秋田県立大学 准教授 渡部会長

在職者の訓練を考え、これからであれば、外国語やITパスポートなども重要である。

東京の通信教育を受講しても給付の対象となるか事務局へ質問あり。

○事務局 小笠原訓練課長

通信教育は東京都の講座でも対象となる。

○公立大学法人秋田県立大学 准教授 渡部会長

私は消費生活アドバイザー資格を取得したが、2次試験は札幌や東京が試験会場となっていて、東京まで飛行機代が必要となった。特定の資格試験は東京まで行かなければいけない。近くて仙台が試験会場となっていることも多い。

試験と同じく、対面講座には大館市や横手市の方が秋田市まで来なければ受講できない、受講しても時間がかかる問題があるため、通信講座ができれば便利になること。教育訓練給付の指定講座の拡大のため、地域の現状を踏まえてここで議論し、厚生労働省へ要望することはとても良いこと。また、事業主団体も労働組合もこの制度をしっかりと伝えることも必要かもしれない。

○秋田県産業労働部 雇用労働政策課 課長 高橋委員（代理）

令和6年度、教育訓練給付を受けた方へ県の給付金の上乗せを行う予算について、おとといの県議会で認められた。学び直しの機会を増やすことを目的としており、対象は専門実践教育訓練給付に上乗せを行う。

労働局と連携して、事業主団体や経済団体などの周知に取り組み、受講を促進したい。

離職者向け訓練実施機関が少なくなっていることや、語学に関する訓練施設が少ないことから、県内で教育機関を増やせるか課題となるが、労働局と連携して取り組みたい。

○公立大学法人秋田県立大学 准教授 渡部会長

国の教育訓練給付に、県が上乘せして給付することは良いことである。

是非、事業主団体などを通じて、周知に取り組んでほしい。

事業主団体も、研修や説明会へ県や労働局を呼んで開催することも良いと思う。

外国語であれば、国際教養大学などへ講師をお願いすることも考えられる。専門学校や大学へお願いすることを考えた場合、本日、各種学校協会からの出席がないことから、今日の内容を伝えていただきたい。

議題1に戻るが、教育訓練給付制度の指定講座拡大をこの協議会で話し合うことの重要性もわかっていただいたと思うが、今後も協議することへ了解いただいたということではよろしいか改めて確認したい（異議ありの発言なく了承）。

来年度からも秋田県の指定講座の状況を伝えていただき、皆さんからここが足りないとか、頑張してほしいなど、分野や地域を含めてご意見をいただくこととなる。

また、小野委員から発言があったように、可能であれば「受講者数や給付額が少ないことの分析や、長期で受講している人が少ないなど」を示していただければ、どのように増やしていけるか議論ができると思う。次回の協議会において議論が進むような準備を事務局へお願いしたい。（次の議題へ進める）

< 議題（5）関連 > 資料 No. 5

（5）公的職業訓練の実施状況及び訓練ニーズ等について 事務局から説明。

ハロートレーニング（離職者向け）の令和4年度実績について、前回協議会では速報値だったが、今回確定値を掲載。速報値と大きく変わったところはない。医療事務分野、介護・医療・福祉分野の受講者数が大きく減少し、デザイン分野や基礎コースはコース数を増やした結果、受講者数も増加した。デジタル分野も増加した。

2ページ、3ページは制度別、分野別訓練の実施状況。前回協議会で説明したとおり、IT、デザイン分野は比較的応募倍率が高いが短期間の訓練だと就職率が低く、製造、建設は応募倍率が低い就職率が高い。

4ページ、5ページは令和3年度の実績にかかる資料。前回同様の資料を参考添付した。

令和5年度の実績については、この次の議題である「ワーキンググループにおいて効果検証する訓練分野について」において、別途説明する。

7ページから10ページの地域人材ニーズの分析について、今回は各ハローワークより第2、第3四半期に報告があったものを取りまとめた。求人未充足数及び未充足率が上位の職種並びにミスマッチの要因については、前回同様、介護、建設・土木、看護などの未充足数及び未充足率が高い。ミスマッチの要因も希望者が少ない、就業時間、休日、賃金等の労働条件の相違が挙げられている。IT・Webデザイン系の職種については、希望者数は一定数いるものの、能力・経験不足によりなかなか採用までには至らない。

職務能力がミスマッチの要因として大きい職種と、そのミスマッチ解消の方策として、介護であれば、職業理解のための応募前職場見学や職業訓練の実施、全職種共通の解消策として、入社後の研修制度の整備や、高齢層を中心に「PC操作困難による退職」が一定数見受けられるため基本的なPC操作訓練は有効との報告がある。

求職者支援訓練に関するニーズとして、移住や家族の介護等による A ターン者が、通勤手段の制限や地域との賃金格差等の理由で在宅勤務（リモートワーク）を希望するケースが増加しており、在宅スキルの 1 つとして Web デザイン関係の職業訓練の需要が高まっているという意見や、トラックドライバーの時間外労働の規制、いわゆる 2024 年問題により、物流・運送業界の人手不足が予想されるため、大型自動車免許、フォークリフト等の資格取得コースの要望がある。

11 ページ、12 ページには各ハローワークの受講者確保の取り組みとして、チラシの掲示・配架等の周知状況を紹介している。また、労働局のホームページにおいて、介護、Web デザイン分野の訓練内容を詳しく紹介している。訓練実施機関にヒアリング等ご協力いただいで作成した。

<意見交換>議題（5）関係

○公立大学法人秋田県立大学 准教授 渡部会長

教育訓練の周知を強化することは、大切。事業主団体のホームページや専修学校各種学校協会などのリンクを貼って見てもらう。看護、介護、建設・製造業はそもそも離職者が集まらない。在職者訓練も考えていかなければいけない。IT系については、求職者は来るけど能力が伴っていないことから採用が見送られる。採用後に訓練を行うというのはIT系でも需要がある。資料No.5 に関してご意見、ご感想等いただきたい。

○秋田県商工会議所連合会 事務局長 浅野委員（代理）

資料No.5 については実績を確認したうえで、先ほど話があった新年度の新設については、どのように周知していくか考えているところ。いろいろ連携が必要。

○公立大学法人秋田県立大学 准教授 渡部会長

資料No.5 では離職者訓練では受講者がなかなか集まらないとのことだが、協議会の前半で在職者向け訓練の教育訓練給付や助成金を使った活用など、という話があったが、そのことで、在職者向けの訓練で見えていくと事業主団体や、労働組合の力を借りるのがとても重要だと思っているので引き続きご協力を願いたい。

○秋田銀行地域価値共創部 部長 齊藤委員（代理）

今、紙媒体での周知が非常に難しくなっている。HPやSNSでの周知が一般的になってきている中、労働局では、Web広告が可能かどうか。

○事務局 小笠原訓練課長

Web広告について詳しくはないため、改めて調べて回答する。

○秋田銀行地域価値共創部 部長 齊藤委員（代理）

資料No.5の7ページにおける地域人材ニーズ分析について、求人未充足職種のミスマッチが生じている最大の要因は、首都圏との賃金格差であると認識している。県外から県内に戻り就職活動している方に対し、賃金や休日等の条件相違について、首都圏との格差をうまく見せられるよう取引先にはホームページの見せ方等についてアドバイスや支援を行っている。今、求職者が就職情報を得るツールとして大手就職マッチングサイト等を活用している。ハローワークに出向いて情報収集する人は減少してきているのではないかと。そこで、議題1から通ずる地域の訓練ニーズを踏まえた講座などは、基本的にWeb広告などでなければなかなか個人の気持ちを掴むことはできないと考える。もちろん対面での支援も必要であることから、Web広告と対面の両面でやっていく必要があると感じている。

○公立大学法人秋田県立大学 准教授 渡部会長

労働局でWeb広告の活用が可能かどうか調べていただきたい。

○事務局 小笠原訓練課長

ハローワークの利用部分について、今回資料はつけていないが「求職者マイページ」を登録して進める方法や、また現在、ハローワーク能代ではLINEを活用して訓練情報を発信しており、登録者数は400人程度となっている。ホームページと違い求職者自らが情報を取りに行くのではなく、ハローワーク発信で情報を提供することができる。

Web広告については、どのような形で取り組めるかも調べてメール等で回答する。

○事務局 今野職業安定部長

SNSの広報については、今申し上げた通り。Web広告についてはYouTubeの後に30秒程度の広告を入れるとか、また頻度や制度の紹介、訓練の紹介など色々なやり方があると思う。予算上の問題でどこまでできるか、制約も踏まえ検討していく。

○秋田県産業労働部 雇用労働政策課 課長 高橋委員（代理）

秋田県では、技術専門校をメインとしたポータルサイトを新年度早々オープンできるよう進めている。今まで職業訓練の情報提供が、Web上でうまく伝えることができなかったことから、新たにポータルサイトを構築して県の委託訓練や求職者支援訓練、あるいは国の助成制度などの情報が提供できればと考えている。若者に情報を届けるにはWeb広告が非常に有効であると認識。新年度予算にWeb広告の予算をあげているので効果的に活用し、職業訓練に誘導できるよう取り組んでいきたい。

○公立大学法人秋田県立大学 准教授 渡部会長

Web広告の対象者を誰にするのか、地域をどこにするのかなど、可能性についても検討いただきたい。離職者に関して言えば、ハローワーク能代のLINEを使って情報提供するのは良案。在職者に関して言えば、事業主に伝えていくというのが重要。若者や大学生にはスマホで見やすい画面というのも重要になってくる。是非、そういった情報に詳しい方と相談しながら前向きに進めてほしい。

＜議題（6）関連＞資料No. 6

（6）ワーキンググループにおいて効果検証する訓練分野について 事務局から説明。

最初に資料No. 5の追加資料を説明。

今年度の分野別の応募倍率と定員充足率に注目していただき、公共職業訓練も求職者支援訓練、いずれでも、応募倍率も定員充足率も低いのは、介護・医療・福祉分野となっている。この資料は開講できたコースの実績なので、この他に応募が少なく開講できなかったコース、中止コースが多いのは、この分野であり、介護系コースとなっている。

次に資料No. 6により説明。

1 ページには、今年度の全国の効果検証の概要が示されている。

次の2 ページから6 ページまでは他県のヒアリング内容や改善案等が示されている。

令和5年度の秋田の効果検証結果は、資料No. 2で示しているとおりになっている。

7 ページには、来年度効果検証を行う訓練分野について議論いただくうえで、先に現状と課題を示している。

秋田県の高齢化と介護分野の人手不足については、深刻な状況であり、外国人労働力に期待しているところもあるが、現状としては、人手不足を補うため未資格者を採用する事業所も増え、求人・求職者双方にとって、職業訓練を効果的に活用しづらい状況になっている。

先ほどの資料No. 5の追加資料で示しているとおりに、介護分野の職業訓練の受講者は減少しており、中止コースの受講申し込み者がやむをえず他職種へ就職希望を変更する者もあり、介護を目指そうとした方の就職機会を逃してしまうことにつながっている。

介護分野での就業に関して、求職者へ向けて正確な理解を促進させる必要がある。

介護に外国人材を期待していることもあるが、高年齢層を含めた幅広い年齢層の受講者の確保も必要となっている。

8 ページの事務局案としては、検証分野を「介護分野」として、受講促進の方法や訓練内容に係る課題などを検証できればと考えて提案する。どうか議論をお願いしたい。

＜意見交換＞議題（6）関係

○秋田公立大学法人秋田県立大学 准教授 渡部会長

令和5年度の効果検証はIT分野。次に令和6年度の効果検証について秋田県では介護との提案。他にも建設関係、トラックドライバーなどについてという意見もあるが次年度以降でもよいかと思う。令和6年度のワーキンググループの効果検証、介護分野でよいか。または、違う分野か、或いは令和5年度のIT分野の効果検証を引き続き検証するか、意見を伺いたい。（意見の声なし）介護ロボットを導入している事業所や、工夫している事業主、訓練実施機関について色々検証し、どうすれば介護訓練が受講しやすくなるのか、訓練修了後、就職しやすくなるのか調べていただきたい。介護分野ということで、異議なしということでのよろしいか。（意義なし）では、令和6年度は介護分野ということで進めていくこととする。その他一通り議論して、議題1、3、6について承認されたが、それ以外に関して確認や質問、要望があれば伺いたい。

労働局、県庁や機構へのご意見もあればお伺いしたい。

（秋田県連合会・藤井委員を指名）

○日本労働組合総連合会 秋田県連合会 会長代理 藤井委員

冒頭で秋田県産業労働部 雇用労働政策課 課長 高橋委員（代理）から、トラックの運転手不足に関する取組みの話が出ていたが、最近連合にも労働相談が増えている傾向がある。免許を取得したものの、なかなか長距離をあててくれないと。いわば近場の運転だけということ。秋田で働くとなると、なかなか賃金面で追いつかないことから、資格は秋田で取得。働くのは県外に出ていかざるを得ない。こういった相談が若干増えてきている。先ほどワーキンググループの検証について介護分野ということではどうかと思うが、2024年問題も含め、トラック運転手についても引き続き検証などやっていただければと思っている。

○秋田公立大学法人秋田県立大学 准教授 渡部会長

この協議会は労働条件についての話をする協議会ではないが、せっかく訓練して資格取得しても、それが給料などの成果に繋がらないと意味がない。労働者のモチベーションもあがらないため、是非その労働条件の部分も含めて今後、検証を進めていただきたい。事業主団体とも連携しながら、労働条件改善についても、この場ではないと思うが引き続き議論していただきたい。

ひとつお話しくださいと思う。議題1、議題3、議題6について了承をいただいたので、令和6年度はこの方向で進めていただきたい。

（議事終了）

【事務局】

（司会）

（渡部会長の議事の進行に感謝を述べるとともに、委員の皆様からの本日は有意義なご意見やご提案に感謝申し上げます）

議事録に関しては、まとめ次第皆様へ電子メールにより送付するので、内容確認など、引き続きご協力いただくようお願いする。

また、ご提案・ご意見に関しても、新年度・第1回協議会までに取り組めることなどを整理し、次回にはご報告できるようにする。

ここで、もうひとつ、事務局より事務連絡がある。

【事務局】 閉会前に事務連絡

委員の委嘱期間についてのお願い。委嘱状へ終期のみ記載されているが空白期間が生じてしまう。令和6年度は、委嘱期間の始期を4月の早い段階から行い、1年間の委嘱期間としたい。異動される場合は、後任の方へ伝えていただきたい。

引き続きご協力の程お願いしたい。

6 閉会

【事務局】

（司会）

これをもって「令和5年度第2回秋田県地域職業能力開発促進協議会」の全日程を終了する（感謝を述べて協議会終了）。